

# 死亡届

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

あてはまる手続きをご自身で確認してください。

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください。	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
-----------------------------	-----	-------	----	------	-----

## 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

承継手続	保険料等の「承継手続き」が発生する場合 ①国民健康保険に加入していた世帯主 ②75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた ③65歳以上の場合	相続人代表者の指定	●相続人代表者指定届 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・代理人が手続きする場合、委任状が必要です。		長寿福祉課
	保険年金	A. 国民健康保険に加入していた B. 75歳以上の方、または、65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	保険証の返却 高額療養費などの支給申請	国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 ●高額療養費等支給申請書 ・承継人の口座番号がわかるもの ・承継人の印鑑 ・戸籍謄本、除籍謄本等の写し	長寿福祉課
	A・B共通 →葬祭を行った場合 →各種認定証を持っていた	葬祭費の支給申請 各種認定証の返却	●葬祭費支給申請書 ・喪主の口座番号がわかるもの ・会葬礼状または葬祭費の領収書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		長寿福祉課
	C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください
	年金を受給していた →国民年金を受給していた →厚生年金を受給していた →共済年金を受給していた →農業者年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届 ※年金事務所での手続きがあります。 ※共済組合での手続きがある場合があります。 ※農協もしくは農業委員会でご相談ください。	年金証書、年金請求者の預金通帳など ※まずは「健康保険・年金」窓口で ご相談ください。		住民課 小倉南年金事務所 093-471-8873 加入していた共済組合 農協又は農業委員会
高齢	65歳以上の方	保険証の返却 緊急通報電話・見守りセンサーの返還 介護用品給付券・タクシー利用券の返還	介護保険証 ※受付窓口でご相談ください。		長寿福祉課
障がい	障がい手帳を持っていた →重度心身障がいの者の医療受給資格を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出 受給者資格の喪失届	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 重度障がい者医療受給者証		長寿福祉課
子ども	児童手当・児童扶養手当の受給者及び対象児童	※受付窓口でご相談ください。			子ども未来課

## 亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金	上毛町に土地・家屋などの固定資産を所有していた →固定資産を共有していた	相続人代表者の指定（相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方） 相続人代表者の変更（亡くなられた方が代表の場合）	※受付窓口でご相談ください。		税務課
	→土地・家屋を相続する →森林を相続した後の届出 →農業を営んでいた（耕作していた） →農地を相続した後の届出	※裏面の「相続」覧をご覧ください。 森林の土地の所有者届出書 農業経営者変更届 農地法第3条の3第1項の規定による届出書	※受付窓口でご相談ください。 ※受付窓口でご相談ください。 ※受付窓口でご相談ください。		福岡法務局行橋支局 0930-22-0476 産業振興課 農業委員会
	原付バイク・小型特殊車両を所有していた	軽自動車税の申告	※受付窓口でご相談ください。		税務課
	軽自動車、250cc以下のオートバイを所有していた	※軽自動車協会でご相談ください。			軽自動車協会 北九州支局 050-3816-1751
	自動二輪（250cc超）を所有していた	※福岡運輸支局でご相談ください。			福岡運輸支局 北九州登録事務所 050-5540-2079
	税・料などを口座振替で上毛町に納めていた 上毛町に納める税金・保険料などがある場合 →財産や負債を放棄する場合	口座振替の廃止・変更 相続人代表者の指定・納付相談 ※家庭裁判所でご相談ください。	預金通帳、通帳の届出印 ※受付窓口でご相談ください。		税務課 住民課 建設課 長寿福祉課 子ども未来課 福岡家庭裁判所 行橋支部 0930-22-0036
	水道の使用をやめる場合 →水道の使用者名義を変更する場合 農業集落排水の使用をやめる場合（ハツ並、吉岡、土佐井地区） →農業集落排水の使用者名義を変更する場合	給水停止届 使用者名義変更届 利用停止届 使用者名義変更届	※受付窓口へお越しください。		建設課

その他	町営住宅を故人の名義で借りていた	名義人死亡、退去または入居承継手続き（名義変更）	※受付窓口でご相談ください。		住民課
	故人は町営住宅に同居していた	同居者異動届出	死亡を証する書面		住民課
	マイナンバーカードを所持していた 印鑑登録をしていた	返還は不要です。 自動的に登録廃止になります。	※金融機関等の手続が必要な場合があります。		
	防災無線個別受信機を利用していた	居住者がいなくなり、防災無線を利用することが無い場合は受信機の返還手続きをお願いします。	※受付窓口でご相談ください。		総務課

	ご家族があてはまるものについてご確認ください。	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
<b>ご家族に関する届出・申請</b>						
住所	世帯主が亡くなり、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出			住民課	
	健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入（74歳まで） 国民年金の加入（20歳～59歳までの配偶者）	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」			
保険年金	国民健康保険に加入して世帯主が変わる方	新しい国民健康保険証の交付（後日郵送）	変更前の保険証		長寿福祉課	
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	【例】 ・遺族基礎年金（子のある妻、または子） ・国民年金寡婦年金（60歳～64歳の妻） ・国民年金死亡一時金	※受付窓口でご相談ください。			
子ども	お子さまに関して受けられる手当・助成等の 確認、相談	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・重度障がい者医療費助成	※ご家庭の状況により 利用できる制度や必要なものが 異なりますので、ご相談ください。		長寿福祉課	
		・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当			子ども未来課	
		・保育園				
		・放課後児童クラブ				
相続	亡くなられた方が不動産（土地、建物等）を 所有している場合	不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。 （12月29日～1月3日及び土日祝日を除く 8時30分～17時15分の間） （音声ガイダンス2番）		福岡法務局行橋支局 0930-22-0476	
	亡くなられた方の預貯金等について 相続手続きが必要な場合	法定相続情報証明				



# 上毛町役場

開庁時間 あさ **8:30**～ 夕方 **5:15**  
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

※大平支所・出張所では  
受付していませんので  
ご注意ください。

○総務課 72-3111 ○企画開発課 72-3112 ○住民課 72-3116 ○税務課 72-3113 ○長寿福祉課 72-3188 ○子ども未来課 72-3127  
○産業振興課 72-3151 ○建設課 72-3159 ○教務課 72-3165 ○会計室 72-3182

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

○ホームページ <https://www.town.koge.lg.jp/index.html>



## 手続きチェックシート



心よりお悔やみ申し上げます

### 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出してください

#### 火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
- ※納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

#### 死亡届の届出人は、

- ① 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
  - ② 同居者
  - ③ 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人となっています。
- ※窓口に来られる方は、葬儀社の方など使用者でも構いません。

#### 届出に必要なもの

- ① 死亡届と死亡診断書  
（届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書です。）
- ② 火葬場使用料  
※亡くなられた方の死亡時の住所が、上毛町・吉富町の場合、2万円。

役場で手続きの際は**本人確認**が必要です。  
以下の書類をお忘れなくお持ちください。

1点で  
本人確認が  
できるもの

- 官公署が発行した顔写真付き  
で身分を証明できるもの
- ・運転免許証
  - ・マイナンバーカード
  - ・パスポート
  - ・障がい者手帳など

2点が  
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証  
学生証など

関連する手続きは  
内側にあります

- 代理人の方が手続きするときは
- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
  - ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
  - ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

※必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

